

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 8 月 7 日

水 曜 日

第 3652 号

目 次

規 則

- 富山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 富山県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正 2
- 指定障害福祉サービス事業者の廃止 7

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 8
- 土地改良事業の工事の完了 15
- 県営土地改良事業の工事の完了 16

正 誤

- 平成25年 7 月 10 日付け第3641号富山県告示第 328号
- 平成25年 7 月 10 日付け第3641号富山県告示第 329号

規 則

富山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年 8 月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第35号

富山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

富山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年富山県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第 5 条 第 2 項 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

- (7) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第11条第 1 項 に 規 定 す る 資 金 を 借 り 受 け る 場 合 12 年 以 内

第 5 条第 3 項ただし書中「及び第 6 号」を「、第 6 号及び第 7 号」に改める。

附則第 3 項中「5 年以内」を「前項第 3 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる場合にあつては、」に、「8 年以内」を「前項第 3 号及び第 6 号に掲げる場合にあつては 8 年以内、同項第 7 号に掲げる場合にあつては」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(森林政策課)

~~~~~  
告 示  
~~~~~

富山県告示第348号

富山県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正について

富山県地域総合整備資金貸付要綱（平成 4 年富山県告示第 294 号）の一部を次のように改正する。

平成25年 8 月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

第 3 条第 1 項第 2 号中「見込まれるもの」の次に「（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 3 条第 2 項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であつて、県が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあつては 1 人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの）」を加える。

第 5 条第 1 項中「当該貸付対象事業の各号に規定する費用に係る借入の総額」を「当該貸付対象事業の各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額」に、「20パーセント」を「35パーセント」に、同条第 2 項中「6 億円」を「10億 5 千万円」に、「24 億円」を「42 億円」に、「36 億円」を「63 億円」に改め、同条第 4 項を削除し、同条第 5 項中「地域再生支援利子補給金」の次に「又は特定地域再生支援利子補給金」を加え、「第 7 項」を「第 6 項」に、「24 億円」を「42 億円」に、「30 億円」を「52 億 5 千万円」に、「36 億円」を「63 億円」に、「45 億円」を「78 億 7 千万円」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を削除し、同条第 7 項中

「20パーセント」を「35パーセント」に、「25パーセント」を「45パーセント」に、「24億円」を「42億円」に、「37億5千万円」を「67億5千万円」に、「36億円」を「63億円」に、「56億円」を「101億2千万円」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項を同条第6項とする。

第13条各号列記以外の部分を次のように改める。

借入人は、次の各号のいずれかに該当する場合で、知事が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

第13条第4号中「協調融資金融機関等」を「民間金融機関等」に改め、同条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、同条第11号中「第5号、第6号及び」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第12号を第10号とし、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

借入人は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

- (1) 借入人若しくは保証人が支払いを停止したとき、又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- (2) 借入人若しくは保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

第23条を次のように改める。

(過疎地域等における貸付額の特例)

第23条 平成33年3月31日までの間は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する「過疎地域」（第5条第5項に該当する場合を除く。）又は同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合若しくは境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域若しくは同法同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（第5条第5項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項の適用については、同条第1項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第2項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第4項中「52億5千万円」とあるのは

「67億5千万円」と、「78億7千万円」とあるのは「101億2千万円」と読み替えるものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(特別豪雪地帯における貸付額の特例)

第24条 平成34年3月31日までの間は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」（第5条第5項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項の適用については、同条第1項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第2項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第4項中「52億5千万円」とあるのは「67億5千万円」と、「78億7千万円」とあるのは「101億2千万円」と読み替えるものとする。

様式第1号及び様式第4号を次のように改める。

様式第 1 号 (第14条関係)

年 月 日

富山県知事 殿

郵便番号

住 所

申込者 名 称

代表者名

印

電話番号

地域総合整備資金借入申込書

地域総合整備資金貸付要綱に基づき、地域総合整備資金を下記のとおり借りたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、財団法人地域総合整備財団が下記借入に係る総合的な調査・検討を行うことを了承します。

記

1 貸付金の額 金 円也 (平成 年度)

2 貸付対象事業 事業

(事業内容については、別添「事業計画書」のとおり)

3 借入希望条件

① 借入希望時期 平成 年 月

② 借入希望期間 年 月 (15年以内)

③ 措置希望期間 年 月 (5年以内)

4 連帯保証予定者名

法人名

(取扱店名)

5 添付資料

① 事業者概要書

② 設備の取得等及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用並びに資金調達に係る計画書

③ 年度別損益・資金収支計画書

④ 期、 期、 期損益計算書及び貸借対照表

⑤ 連帯保証予定者の意見書

⑥ その他知事が必要と認める資料

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の富山県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成25年4月11日から適用する。

富山県告示第349号

指定障害福祉サービス事業者の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成25年8月7日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
短期入所	平成25年4月1日	1611900158	特定非営利活動法人ケアサークルひばり	射水市戸破4466番地2	ひばりショートステイ	射水市戸破4466番地2

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月7日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はっぴーファーム

3 代表者の氏名

澤田 義雄

4 主たる事務所の所在地

富山県高岡市福岡町箕島 584番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす障がい者（児）に対して、農業事業等を通し、就労の機会の提供や、就労に向けての必要な助言や訓練等といった就労継続支援を行う。そして、障がい者（児）が生涯を通じて文化的な生活が送れるようにすることを目的とする。

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成25年 8 月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

ロータリ除雪車（2. 2 m級、幅 2. 6 m付）1 台

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年 3 月 25 日

(4) 納入場所

富山県新川土木センター入善土木事務所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成25年富山県告示第152号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課用度管理係
電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成25年8月7日から同年9月10日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成25年8月22日 午前10時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (4) 入札書の提出期限

平成25年9月17日 午後5時15分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成25年9月27日 午前10時

(2) 開札場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係るのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Rotary Snow Plow (2.2 meter class, Max Snow clearing width; 2.6 meter)
Quantity: 1
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on September 17, 2013
- (3) Contact point for notification:
General Affairs, Accounting and Property Management Division
Treasury Bureau
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8501 Japan
Telephone: 076-444-3423, 3424

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成25年 8 月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

新生児タンデムマス・スクリーニング用システムリース 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成26年 3 月 1 日から平成31年 2 月28日まで（60箇月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成25年富山県告示第 152号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4 の(1)に掲げる入札書の提出場所へ

提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課用度管理係
電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成25年8月7日から同年8月19日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成25年8月9日 午後1時30分
イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課入札室

- (4) 入札書の提出期限

平成25年8月26日 午後5時15分

- (5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

- (1) 開札日時 平成25年9月6日 午前11時

- (2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に

届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 箇月分の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Tandem mass spectrometry newborn screening system lease, 1 unit
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on August 26, 2013
- (3) Contact point for notification:
General Affairs, Accounting and Property Management Division
Treasury Bureau
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8501 Japan
Telephone: 076-444-3423, 3424

土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第 113条の 2 第 2 項の規定により公告する。

平成25年 8 月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

届 出 者	事業主体	地 区	事 業 名	工事完了年月日
砺波市 土地改良区	同左	砺波	農業体質強化基盤整備促進事業	平成25年3月21日

県営土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成25年 8 月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

地 区	事 業 名	工事完了年月日
東野尻南部	経営体育成基盤整備事業(土地総型)	平成25年 3 月 27 日

~~~~~  
**正 誤**  
 ~~~~~

平成25年 7 月 10 日付け第3641号富山県告示第 328号「保安林の指定の解除予定について」中

頁	5
行	上から10行目
誤	富山県富山市八尾町栃折字磨根柴692番ほか2筆
正	富山県富山市八尾町栃折字磨根柴692・691の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、691の5

平成25年 7 月 10 日付け第3641号富山県告示第 329号「保安林の指定の解除予定について」中

頁	5
行	下から 1 行目
誤	富山県富山市八尾町栃折字横渡 3 番30ほか2字ほか2筆
正	富山県富山市八尾町栃折字横渡 3 の30、字瀧ノ草蓮10・字白石谷71の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）